資　　料　　2
令 和 ８ 年 １１ 月 １０ 日
武蔵野市廃棄物に関する市民会議

プラスチック資源物（仮称）の検討について

1　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

⑴ 目的（環境省リサイクル推進室 容器包装・プラスチック資源循環室　資料より）

・プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewable の原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の取組を進めること。

・「プラスチック資源循環戦略（令和元年５月）」に基づき、3R＋Renewable を基本原則とするとともに、次のことを目指すべき方向性として掲げたことが背景にある。

①2030 年までに　ワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制すること
②2025 年までに　プラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること
③2030 年までに　プラスチック製容器包装の６割をリユース又はリサイクルすること
④2035 年までに　使用済プラスチックを 100%リユース、リサイクル等により有効利用すること
⑤2030 年までに　プラスチックの再生利用を倍増すること
⑥2030 年までに　バイオ マスプラスチックを約 200 万トン導入すること

⑵ 市町村に求められているもの

・プラスチックの分別収集の実施（努力義務）

⑶ 実施状況（第 221 回国会 環境委員会 第 13 号（令和８年６月 12 日（金））議事録より）

・183 団体 298 自治体で実施している（※広域連合を１団体としているため自治体数と異なる。人口カバー率は約 30%となっている）。

・本市も実施している容器包装リサイクル法に基づく資源化は 1,349 自治体で実施している（令和６年度現在／基礎自治体数は 1,741）。

・実施している団体のうち、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を実施している団体は 140 団体、国の認定を受けた上で事業者と連携して再商品化する団体が 49 団体である（※両方のスキームを併用する団体が６団体あるため、合計が超過する）。

2　本市における検討

第９期廃棄物に関する市民会議において、製品プラ資源化実施を想定し、事務局より提示した資料の要点及びそれに対する意見等は、次のとおりである。

(1)資料の要点

項目	内容
検 討 内 容	現在「燃やすごみ」として分別し、焼却の上エコセメント化している製品プラスチック（以下、「製品プラ」という。金属を含む製品は除く。）を、資源物として収集する。
収 集 方 法	容リプラと製品プラを「同じ袋」「同じ収集日」とする。
資 源 化 方 法	(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を実施
リサイクル手法	マテリアルリサイクル ※ケミカルリサイクル及びサーマルリサイクルの機能の実質的な部分を現クリーンセンターが有しており、ここではマテリアルリサイクルを前提とした。
分 別 の 変 更	燃やすごみのうち、プラスチック製のボウル・バケツ・ハンガー等が資源物扱いとなる。
費 用 負 担	年4,000万円程度の支出増が見込まれる。 ※自治体の資源化費用負担割合は、容リプラが１%に対して製品プラが100%であることが影響する。
手 数 料 導 入	資源物にごみ処理手数料を付していないのは、東京たま広域資源循環組合を構成する25市1町のうち、本市を含め８自治体である。 製品プラ資源化実施と併せて手数料導入を検討する。

(2)意見等要約（※双方に関連する発言あり／第９期第７回における発言が主）

項目	内容
製品プラ資源化	・市民負担の観点を重点に据えて検討すべき。 ・製品プラ資源化の費用負担を考慮すると、有料化検討の余地がある。 ・資源化には大きなメリットがあると考える。
手 数 料 導 入	・市民負担が軽い方法を模索すべき。 ・導入するなら製品プラ一括回収と同時しかないが、負担額は可不燃より安価にするのが現実的である。 ・「ごみにお金がかかる」という考え方は必要だが、これまでの背景を度外視はできない。 ・無料のままが良い。市民の大半もそれを望むのではないか。 ・有料化を理解してもらうためには時間と手数が非常にかかる。 ・本市の有料化は発生抑制が目的で、財政負担軽減のためではない。

3　今後の検討について

・製品プラ資源化を実施する場合は、市民が納得できる負担感を考慮する。
・戸別収集や家庭ごみ有料化から 20 年近く経過し、ごみ行政に対しては最も高い満足度を獲得している（67.4%／武蔵野市民意識調査報告書(令和 6 年 6.7 月実施)／「満足」「ある程度満足」を合わせた数値で比較)。市民負担と施策効果の両方を考慮して検討することが必要となる。
・仮に実施を前提とした場合の、想定する準備は次のとおりである。概ね１年半強程度を要すると想定する。
・委員の方々の意見を踏まえて市長等と協議し、今後の方向性を確認する。

前々年	11 月	前年度予算要求 ・モデル地区での試験実施に伴う周知チラシ作成 ・モデル地区での周知チラシ全戸配布 ・ベール調査委託
	12 月	厚生委員会における勉強会実施
前　年	１～３月	前年度施政方針
	５月	厚生委員会にて行政報告 （製品プラスチック資源化を見据えたモデル地区での試験実施、実施年 10 月の全域導入）
	５月～６月	コミュニティ研究連絡会等にて事前周知
	６月	周知チラシ作成委託業者決定
	７月～８月	周知チラシ作成
	９月	周知チラシをモデル地区に全戸配布（現段階では、有料化時のモデル地区であった御殿山・西久保・桜堤の３地区を想定）
	10 月	モデル地区にて、製品プラスチックをプラスチック製容器包装と同じ収集日・同じ分別として、１ヶ月間試験実施。
	11 月	モデル地区の実績を基に、(公財) 日本容器包装リサイクル協会に実施年度の資源化申込を行う。 実施年度予算要求 ・ごみカレンダーは半期毎に作成（４～９月、10 月～３月）し、ごみ便利帳と統合を前提とする。 ・周知啓発に係る予算計上
実施年	３月	予算審議
	６月	下半期分のカレンダー完成
	７～８月	コミュニティセンター等で各施設２回（昼１夜１）説明会実施。
	９月	市報にて周知
	10 月	プラスチック資源物（仮称）分別収集実施